む。以下この号において同じ。）のうち、業務代理組合の代理事業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの

(4)　［略］

［4～7　略］

8　所属農林中央金庫等は、第一項に定める認可申請書に記載した事項に変更があったときは、次に掲げる場合を除き、当該変更の日から三十日以内に、別表の上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

一　増改築その他のやむを得ない理由により事務所の所在地の変更をした場合（変更前の所在地に復することが明らかな場合に限る。）

二　前号に規定する所在地の変更に係る事務所を変更前の所在地に復した場合

［9～12　略］

附　則

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）

第三十五条　次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。

［略］	
第十四条の七第一項及び第三項	銀行法施行令第四条の二第二項に規定する農林水産省令・内閣府令で定めるもの
［略］	
第十九条の三（第三号二及び卜、第四号並びに第六号を除く。）	銀行法第二十一条第二項前段に規定する主務省令で定めるもの

及び過不足を生じさせることを含む。）

(4)　［同上］

［4～7　同上］

8　所属農林中央金庫等は、第一項に定める認可申請書に記載した事項に変更があったときは、当該変更の日から二週間以内に、別表の上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

［号を加える。］

［9～12　同上］

附　則

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）

第三十五条　［同上］

［同上］	
第十四条の七第一項及び第三項	銀行法施行令第四条の二第二項に規定する農林水産省令・内閣府令で定めるもの
［同上］	
第十九条の三（第三号二及び卜並びに第四号を除く。）	銀行法第二十一条第二項前段に規定する主務省令で定めるもの

［略］	
第三十四条の三十八	銀行法第五十二条の三十六第一項に規定する許可に係る予備審査
第三十四条の三十八の二	銀行法第五十二条の三十九第一項に規定する主務省令で定める場合
［略］	
第三十五条（第一項第五号、第五号の二、第八号の二、第十号の二、第十六号の三、第十六号の二、第十六号の三、第十九号及び第二十四号の四、第二項、第三項、第五項、第六項第二号、第五号及び第六号、第七項第三号並びに第八項第四号を除く。）	銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定める場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出
［略］	
第三十七条（第三項から第五項まで、第八項及び第九項を除く。）	銀行法の規定による申請書、業務報告書その他の書面の提出に係る経由官庁
［略］	
第四十条（第一項第二号の	銀行法、銀行法施行令又はこの条において準

［同上］	
第三十四条の三十八	銀行法第五十二条の三十六第一項に規定する許可に係る予備審査
［項を加える。］	
［同上］	
第三十五条（第一項第五号、第五号の二、第八号の二、第十六号の二、第十六号の三、第十六号及び第二十四号の四、第二項、第三項、第五項第二号、第五号及び第六号並びに第七項第四号を除く。）	銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定める場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出
［同上］	
第三十七条（第三項から第五項まで及び第八項を除く。）	銀行法の規定による申請書、業務報告書その他の書面の提出に係る経由官庁
［同上］	
第四十条（第一項第二号の	銀行法、銀行法施行令又は本条において準用